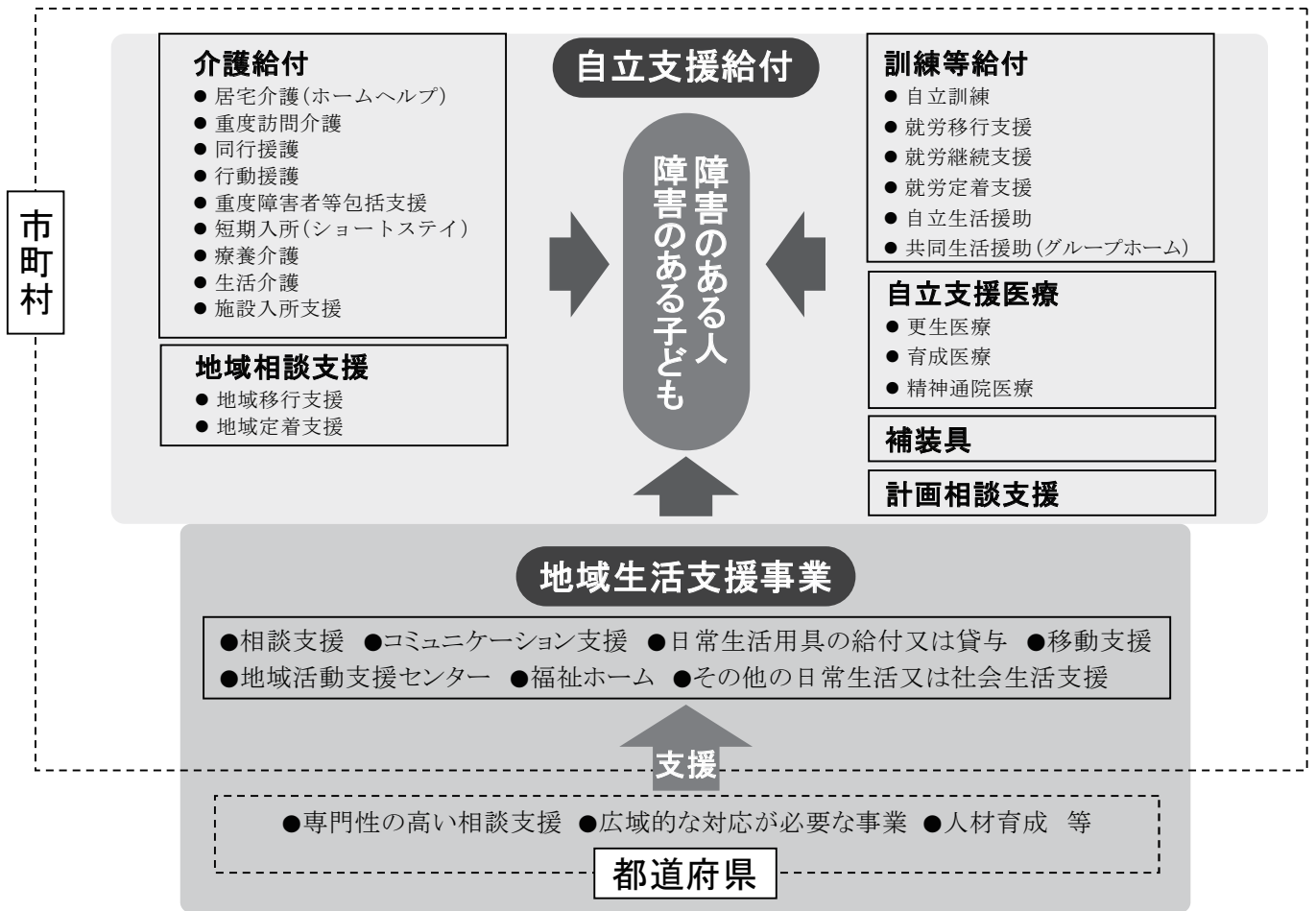


4 障害者総合支援法等のサービス概要

福祉サービスの体系 (身) (知) (精) (難)

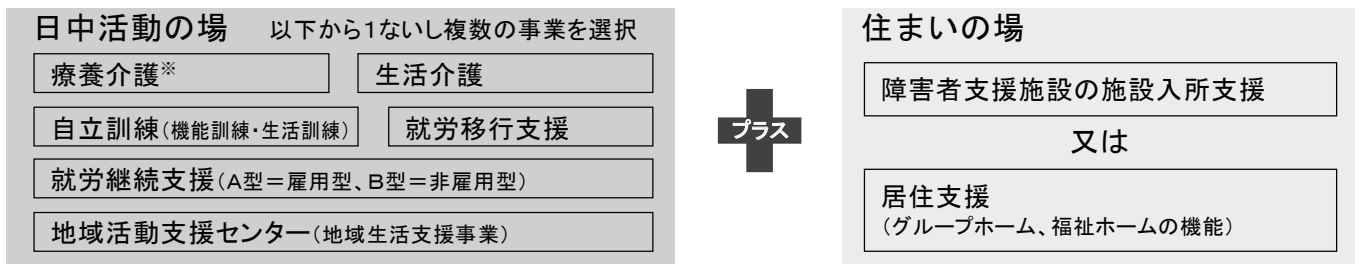
障害者総合支援法による、総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。サービスは、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ例

入所施設のことを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」による、障害福祉サービス等の対象となっている対象疾病は以下の359疾病です。

| 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 |
|----|--------------------|----|------------------------------|----|----------------------|
| 1 | アイカルディ症候群 | 34 | <u>ADH</u> 分泌異常症 | 66 | 急性壊死性脳症 |
| 2 | アイザックス症候群 | 35 | エーラス・ダンロス症候群 | 67 | 急性網膜壊死 |
| 3 | I g A腎症 | 36 | エプスタイン症候群 | 68 | 球脊髄性筋萎縮症 |
| 4 | I g G 4 関連疾患 | 37 | エプスタイン病 | 69 | 急速進行性糸球体腎炎 |
| 5 | 亜急性硬化性全脳炎 | 38 | エマヌエル症候群 | 70 | 強直性脊椎炎 |
| 6 | アジソン病 | 39 | 遠位型ミオパチー | 71 | 強皮症 |
| 7 | アッシャー症候群 | 40 | 円錐角膜 | 72 | <u>巨細胞性動脈炎</u> |
| 8 | アトピー性脊髄炎 | 41 | 黄色靭帯骨化症 | 73 | 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) |
| 9 | アペール症候群 | 42 | 黄斑ジストロフィー | 74 | 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) |
| 10 | <u>アミロイドーシス</u> | 43 | 大田原症候群 | 75 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 |
| 11 | アラジール症候群 | 44 | オクシピタル・ホーン症候群 | 76 | 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変) |
| 12 | アルポート症候群 | 45 | オスラー病 | 77 | 筋萎縮性側索硬化症 |
| 13 | アレキサンダー病 | 46 | カーニー複合 | 78 | 筋型糖原病 |
| 14 | アンジェルマン症候群 | 47 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん | 79 | 筋ジストロフィー |
| 15 | アントレー・ビクスラー症候群 | 48 | 潰瘍性大腸炎 | 80 | クッシング病 |
| 16 | イソ吉草酸血症 | 49 | 下垂体前葉機能低下症 | 81 | クリオピリン関連周期熱症候群 |
| 17 | <u>一次性ネフローゼ症候群</u> | 50 | 家族性地中海熱 | 82 | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 |
| 18 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 51 | 家族性良性慢性天疱瘡 | 83 | クルーズン症候群 |
| 19 | 1 p 36 欠失症候群 | 52 | カナバン病 | 84 | グルコーストランスポーター1欠損症 |
| 20 | 遺伝性自己炎症疾患 | 53 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 | 85 | グルタル酸血症1型 |
| 21 | 遺伝性ジストニア | 54 | 歌舞伎症候群 | 86 | グルタル酸血症2型 |
| 22 | 遺伝性周期性四肢麻痺 | 55 | ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 | 87 | クロウ・深瀬症候群 |
| 23 | 遺伝性膝炎 | 56 | カルニチン回路異常症 | 88 | クローン病 |
| 24 | 遺伝性鉄芽球性貧血 | 57 | <u>加齢黄斑変性</u> | 89 | クロンカイト・カナダ症候群 |
| 25 | ウィーバー症候群 | 58 | 肝型糖原病 | 90 | 痙攣重積型(二相性)急性脳症 |
| 26 | ウィリアムズ症候群 | 59 | 間質性膀胱炎(ハンナ型) | 91 | 結節性硬化症 |
| 27 | ウィルソン病 | 60 | 環状20番染色体症候群 | 92 | <u>結節性多発動脈炎</u> |
| 28 | ウエスト症候群 | 61 | 関節リウマチ | 93 | 血栓性血小板減少性紫斑病 |
| 29 | ウェルナー症候群 | 62 | 完全大血管転位症 | 94 | 限局性皮質異形成 |
| 30 | ウォルフラム症候群 | 63 | 眼皮膚白皮症 | 95 | 原発性局所多汗症 |
| 31 | ウルリッヒ病 | 64 | 偽性副甲状腺機能低下症 | 96 | 原発性硬化性胆管炎 |
| 32 | HTLV-1 関連脊髄症 | 65 | ギャロウェイ・モフト症候群 | | |
| 33 | A T R - X 症候群 | | | | |

| 番号 | 疾病名 |
|------------|-----------------------|
| 97 | 原発性高脂血症 |
| 98 | 原発性側索硬化症 |
| <u>99</u> | <u>原発性胆汁性胆管炎</u> |
| 100 | 原発性免疫不全症候群 |
| 101 | 顕微鏡的大腸炎 |
| <u>102</u> | <u>顕微鏡的多発血管炎</u> |
| 103 | 高IgD症候群 |
| 104 | 好酸球性消化管疾患 |
| <u>105</u> | <u>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</u> |
| 106 | 好酸球性副鼻腔炎 |
| 107 | 抗糸球体基底膜腎炎 |
| 108 | 後縦靭帯骨化症 |
| <u>109</u> | <u>甲状腺ホルモン不応症</u> |
| 110 | 拘束型心筋症 |
| 111 | 高チロシン血症1型 |
| 112 | 高チロシン血症2型 |
| 113 | 高チロシン血症3型 |
| 114 | 後天性赤芽球癆 |
| 115 | 広範脊柱管狭窄症 |
| 116 | 抗リン脂質抗体症候群 |
| 117 | コケイン症候群 |
| 118 | コステロ症候群 |
| 119 | 骨形成不全症 |
| 120 | 骨髄異形成症候群 |
| 121 | 骨髄線維症 |
| <u>122</u> | <u>ゴナドトロピン分泌亢進症</u> |
| 123 | 5p欠失症候群 |
| 124 | コフィン・シリス症候群 |
| 125 | コフィン・ローリー症候群 |
| 126 | 混合性結合組織病 |
| 127 | 鰓耳腎症候群 |
| 128 | 再生不良性貧血 |
| 129 | サイトメガロウィルス角膜内皮炎 |
| 130 | 再発性多発軟骨炎 |
| 131 | 左心低形成症候群 |
| 132 | サルコイドーシス |

| 番号 | 疾病名 |
|------------|----------------------------|
| 133 | 三尖弁閉鎖症 |
| 134 | 三頭酵素欠損症 |
| 135 | CF C症候群 |
| 136 | シェーグレン症候群 |
| 137 | 色素性乾皮症 |
| 138 | 自己食空胞性ミオパチー |
| 139 | 自己免疫性肝炎 |
| <u>140</u> | <u>自己免疫性後天性凝固因子欠乏症</u> |
| 141 | 自己免疫性溶血性貧血 |
| 142 | 四肢形成不全 |
| 143 | シトステロール血症 |
| 144 | シトリン欠損症 |
| 145 | 紫斑病性腎炎 |
| 146 | 脂肪萎縮症 |
| <u>147</u> | <u>若年性特発性関節炎</u> |
| 148 | 若年性肺気腫 |
| 149 | シャルコー・マリー・トゥース病 |
| 150 | 重症筋無力症 |
| 151 | 修正大血管転位症 |
| <u>152</u> | <u>ジュベール症候群関連疾患</u> |
| 153 | シュワルツ・ヤンベル症候群 |
| 154 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 |
| 155 | 神経細胞移動異常症 |
| 156 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 |
| 157 | 神経線維腫症 |
| 158 | 神経フェリチン症 |
| <u>159</u> | <u>神経有棘赤血球症</u> |
| 160 | 進行性核上性麻痺 |
| <u>161</u> | <u>進行性骨化性線維異形成症</u> |
| 162 | 進行性多巣性白質脳症 |
| 163 | 進行性白質脳症 |
| 164 | 進行性ミオクロノスアテんかん |
| 165 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 |
| 166 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 |
| 167 | スタージ・ウェーバー症候群 |
| 168 | スティーヴンス・ジョンソン症候群 |

| 番号 | 疾病名 |
|------------|-------------------------------|
| 169 | スミス・マギニス症候群 |
| 170 | スモン |
| 171 | 脆弱X症候群 |
| 172 | 脆弱X症候群関連疾患 |
| 173 | 正常圧水頭症 |
| 174 | 成人スチル病 |
| <u>175</u> | <u>成長ホルモン分泌亢進症</u> |
| 176 | 脊髄空洞症 |
| <u>177</u> | <u>脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)</u> |
| 178 | 脊髄髄膜瘤 |
| 179 | 脊髄性筋萎縮症 |
| 180 | セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症 |
| 181 | 前眼部形成異常 |
| 182 | 全身性エリテマトーデス |
| 183 | 先天異常症候群 |
| 184 | 先天性横隔膜ヘルニア |
| 185 | 先天性核上性球麻痺 |
| <u>186</u> | <u>先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症</u> |
| <u>187</u> | <u>先天性魚鱗癬</u> |
| 188 | 先天性筋無力症候群 |
| 189 | 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症 |
| 190 | 先天性三尖弁狭窄症 |
| 191 | 先天性腎性尿崩症 |
| 192 | 先天性赤血球形成異常性貧血 |
| 193 | 先天性僧帽弁狭窄症 |
| 194 | 先天性大脳白質形成不全症 |
| 195 | 先天性肺静脈狭窄症 |
| 196 | 先天性風疹症候群 |
| 197 | 先天性副腎低形成症 |
| 198 | 先天性副腎皮質酵素欠損症 |
| 199 | 先天性ミオパチー |
| 200 | 先天性無痛無汗症 |
| 201 | 先天性葉酸吸収不全 |
| 202 | 前頭側頭葉変性症 |
| 203 | 早期ミオクロニー脳症 |
| 204 | 総動脈幹遺残症 |

| 番号 | 疾病名 |
|-----|---------------------------|
| 205 | 総排泄腔遺残 |
| 206 | 総排泄腔外反症 |
| 207 | ソトス症候群 |
| 208 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血 |
| 209 | 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 |
| 210 | 大脳皮質基底核変性症 |
| 211 | 大理石骨病 |
| 212 | ダウン症候群 |
| 213 | <u>高安動脈炎</u> |
| 214 | 多系統萎縮症 |
| 215 | タナトフォリック骨異形成症 |
| 216 | <u>多発血管炎性肉芽腫症</u> |
| 217 | <u>多発性硬化症／視神経脊髄炎</u> |
| 218 | 多発性軟骨性外骨腫症 |
| 219 | 多発性嚢胞腎 |
| 220 | 多脾症候群 |
| 221 | タンジール病 |
| 222 | 単心室症 |
| 223 | 弾性線維性仮性黄色腫 |
| 224 | 短腸症候群 |
| 225 | 胆道閉鎖症 |
| 226 | 遅発性内リンパ水腫 |
| 227 | チャージ症候群 |
| 228 | 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 |
| 229 | 中毒性表皮壊死症 |
| 230 | 腸管神経節細胞僅少症 |
| 231 | <u>TSH分泌亢進症</u> |
| 232 | TNF受容体関連周期性症候群 |
| 233 | 低ホスファターゼ症 |
| 234 | 天疱瘡 |
| 235 | 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 |
| 236 | 特発性拡張型心筋症 |
| 237 | 特発性間質性肺炎 |
| 238 | 特発性基底核石灰化症 |
| 239 | 特発性血小板減少性紫斑病 |
| 240 | 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。) |

| 番号 | 疾病名 |
|-----|------------------------------|
| 241 | 特発性後天性全身性無汗症 |
| 242 | <u>特発性大腿骨頭壊死症</u> |
| 243 | 特発性多中心性キャッスルマン病 |
| 244 | 特発性門脈圧亢進症 |
| 245 | 特発性両側性感音難聴 |
| 246 | 突発性難聴 |
| 247 | ドラベ症候群 |
| 248 | 中條・西村症候群 |
| 249 | 那須・ハコラ病 |
| 250 | 軟骨無形成症 |
| 251 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 |
| 252 | 22q11.2欠失症候群 |
| 253 | 乳幼児肝巨大血管腫 |
| 254 | 尿素サイクル異常症 |
| 255 | ヌーナン症候群 |
| 256 | ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症 |
| 257 | 脳髄黄色腫症 |
| 258 | 脳表ヘモジデリン沈着症 |
| 259 | 膿疱性乾癬 |
| 260 | 嚢胞性線維症 |
| 261 | パーキンソン病 |
| 262 | バージャー病 |
| 263 | 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 |
| 264 | 肺動脈性肺高血圧症 |
| 265 | 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) |
| 266 | 肺胞低換気症候群 |
| 267 | バッド・キアリ症候群 |
| 268 | ハンチントン病 |
| 269 | 汎発性特発性骨増殖症 |
| 270 | PCDH19関連症候群 |
| 271 | 非ケトーシス型高グリシン血症 |
| 272 | 肥厚性皮膚骨膜炎 |
| 273 | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 |
| 274 | 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 |
| 275 | 肥大型心筋症 |

| 番号 | 疾病名 |
|-----|-----------------------------------|
| 276 | 左肺動脈右肺動脈起始症 |
| 277 | <u>ビタミンD依存症くる病/骨軟化症</u> |
| 278 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 |
| 279 | ピッカースタッフ脳幹脳炎 |
| 280 | 非典型溶血性尿毒症症候群 |
| 281 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 |
| 282 | <u>皮膚筋炎／多発性筋炎</u> |
| 283 | びまん性汎細気管支炎 |
| 284 | 肥満低換気症候群 |
| 285 | 表皮水疱症 |
| 286 | ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型) |
| 287 | VATER症候群 |
| 288 | ファイファー症候群 |
| 289 | ファロー四徴症 |
| 290 | ファンコニ貧血 |
| 291 | 封入体筋炎 |
| 292 | フェニルケトン尿症 |
| 293 | 複合カルボキシラーゼ欠損症 |
| 294 | 副甲状腺機能低下症 |
| 295 | <u>副腎白質ジストロフィー</u> |
| 296 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症 |
| 297 | ブラウ症候群 |
| 298 | ブラダー・ウィリ症候群 |
| 299 | プリオン病 |
| 300 | プロピオン酸血症 |
| 301 | <u>PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)</u> |
| 302 | 閉塞性細気管支炎 |
| 303 | β -ケトチオラーゼ欠損症 |
| 304 | ベーチェット病 |
| 305 | ベスレムミオパチー |
| 306 | ヘパリン起因性血小板減少症 |
| 307 | ヘモクロマトーシス |
| 308 | ペリー症候群 |
| 309 | ペルーシド角膜辺縁変性症 |
| 310 | <u>ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)</u> |
| 311 | 片側巨脳症 |

| 番号 | 疾病名 |
|------------|--|
| 312 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 |
| 313 | 芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 |
| 314 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症 |
| 315 | ポルフィリン症 |
| 316 | マリネスコ・シェーグレン症候群 |
| 317 | マルファン症候群 |
| <u>318</u> | <u>慢性炎症性脱髄性多発神経炎</u> <u>／多巣性運動ニューロパチー</u> |
| 319 | 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 |
| 320 | 慢性再発性多発性骨髄炎 |
| 321 | 慢性睥炎 |
| 322 | 慢性特発性偽性腸閉塞症 |
| 323 | ミオクロニー欠伸てんかん |
| 324 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん |
| 325 | ミトコンドリア病 |
| 326 | 無虹彩症 |
| 327 | 無脾症候群 |

| 番号 | 疾病名 |
|------------|------------------|
| 328 | 無βリポタンパク血症 |
| 329 | メープルシロップ尿症 |
| 330 | メチルグルタコン酸尿症 |
| 331 | メチルマロン酸血症 |
| 332 | メビウス症候群 |
| 333 | メンケス病 |
| 334 | 網膜色素変性症 |
| 335 | もやもや病 |
| 336 | モワット・ウイルソン症候群 |
| 337 | 薬剤性過敏症症候群 |
| 338 | ヤング・シンプソン症候群 |
| 339 | 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 |
| 340 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん |
| 341 | 4p欠失症候群 |
| <u>342</u> | <u>ライソゾーム病</u> |
| 343 | ラスマッセン脳炎 |
| 344 | ランゲルハンス細胞組織球症 |

| 番号 | 疾病名 |
|------------|----------------------------|
| 345 | ランドウ・クレフナー症候群 |
| 346 | リジン尿性蛋白不耐症 |
| 347 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症 |
| 348 | 両大血管右室起始症 |
| 349 | リンパ管腫症/ゴーハム病 |
| <u>350</u> | <u>リンパ脈管筋腫症</u> |
| 351 | 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。) |
| 352 | ルビンシュタイン・テイビ症候群 |
| 353 | レーベル遺伝性視神経症 |
| 354 | レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 355 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 |
| 356 | レット症候群 |
| 357 | レノックス・ガストー症候群 |
| 358 | ロスムンド・トムソン症候群 |
| 359 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 |

○下線が引いてある疾病は、過去に疾病名の変更があったものです。

■対象外となった疾病について

法改正等により、障害者総合支援法の対象外となった疾病についても、それ以前に障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具・及び地域生活支援事業

(障害のある子どもの場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

障害福祉サービス (身) (知) (精) (難)

「障害福祉サービス」には、介護の支援である「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際の手続きが異なります。(31頁参照)

利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー(7頁)にご相談ください。

※介護保険の対象者は、介護保険サービスが優先的に適用されます。

※障害福祉サービスを利用するには、「サービス等利用計画」が必要です。(30頁参照)

| 種 類 | | 内 容 |
|------------------|------------------|---|
| 介 護 給 付 | 居宅介護 (ホームヘルプ) | <p>内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分1以上(障害のある子どもにあってはこれに相当する心身の状態)である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 重度訪問介護 | <p>内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者</p> <p>① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって、適切な支援についてアセスメントやサービス利用計画の作成等された者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 同行援護 | <p>内 容 外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。</p> <p>対 象 者 独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障害があり、移動に著しい困難を有する者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 行動援護 | <p>内 容 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人等が行動する際に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上(障害のある子どもにあっては、これに相当する心身の状態)である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |

| 種 類 | | 内 容 |
|------------------|-------------------|---|
| 介 護 給 付 | 重度障害者等 包括支援 | <p>内 容 ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分6（障害のある子どもにあつては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、下記のいずれかに該当する者</p> <p>① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人</p> <p>② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障害のある人</p> <p>③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 短期入所 (ショートステイ) | <p>内 容 家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。 ※また、医療的ケアが必要な障害のある人・障害のある子どもに対応するため、「福祉型強化短期入所」が平成30年4月から開始されました。</p> <p>対 象 者 在宅の障害のある人で、障害支援区分1以上か、在宅の障害のある子どもで、障害児短期入所区分1以上の者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 療養介護 | <p>内 容 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。</p> <p>対 象 者 ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であつて、障害支援区分が区分6の者</p> <p>② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害のある人であつて、障害支援区分が区分5以上の者 等</p> <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 医療保険の医療費、入院時食事療養費の負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。</p> |
| | 生活介護 | <p>内 容 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p> <p>対 象 者 障害のある人（障害支援区分が一定以上である者）</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 施設入所支援 | <p>内 容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人（原則として、障害支援区分が一定以上である者）</p> <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 食費、光熱水費等の利用者負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。</p> |

| 種 類 | | 内 容 |
|-----------------------|--------|---|
| 訓 練 等 給 付 | 自立訓練 | <p>内 容 〈機能訓練・生活訓練〉 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈宿泊型自立訓練〉 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 就労移行支援 | <p>内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 就労継続支援 | <p>内 容 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈A型（雇用型）〉 通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。 〈B型（非雇用型）〉 就労経験のある人等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 就労定着支援 | <p>内 容 一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。</p> <p>対 象 者 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |
| | 自立生活援助 | <p>内 容 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害のある人が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> |

| 種 類 | | 内 容 | |
|-----------------------|---------------------|--------------|---|
| 訓 練 等 給 付 | 共同生活援助 (グループホーム) | 内 容 | <p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。</p> <p>※また、障害のある人の重度化・高齢化に対応するため、「日中サービス支援型共同生活援助」が平成30年4月から開始されました。</p> |
| | | 対 象 者 | 障害のある人 |
| | | 利用者負担 | <p>① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 家賃、食費、光熱水費等の利用者負担があります。</p> <p>※ただし、低所得者については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度があります。</p> <p>※共同生活援助で提供する支援については、「基本サービス（日常生活上の援助、個別支援計画の作成等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造となり、介護サービスの提供方法によって、次の2種類の形態に分類されます。</p> <p>① 介護サービス包括型…旧共同生活介護（ケアホーム）と同様に、事業者が生活支援員を配置し、自ら介護サービスを行う形態です。</p> <p>② 外部サービス利用型…事業者は基本サービスのみを行い、介護サービスについては、外部の居宅介護事業者に委託する形態です。</p> |

* 短期入所（ショートステイ）、療育介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所については、122頁～129頁を、共同生活援助の事業所については、130頁～132頁をご覧ください。

地域相談支援 (身) (知) (精) (難)

障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行（地域移行）や地域生活を継続（地域定着）するための支援を行います。利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）にご相談ください。

※地域相談支援を利用するには、「サービス等利用計画」が必要です。（30頁参照）

| 種 類 | 内 容 |
|--------|---|
| 地域移行支援 | <p>内 容 障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。</p> <p>対 象 者 ①障害者支援施設や療養介護施設に入所している人 ②精神科病院に入院している精神障害のある人 ③生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院等に入所している障害のある人</p> <p>利用者負担 ありません。</p> |
| 地域定着支援 | <p>内 容 居宅において単身等で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。</p> <p>対 象 者 ①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人 ②居宅において家族が同居している障害のある人であっても当該家族が障害・疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む）</p> <p>利用者負担 ありません。</p> |

計画相談支援

障害のある人及び障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある人及び障害のある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用を、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的に、サービスの支給要否決定を行うにあたって計画相談支援及び障害児相談支援を行い、サービスを利用する計画を作成します。

障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の新規・更新の支給決定にあたっては、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の提出が必要となりますので、相談支援事業所（116頁～117頁参照）に作成を依頼し、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）に提出が必要です。

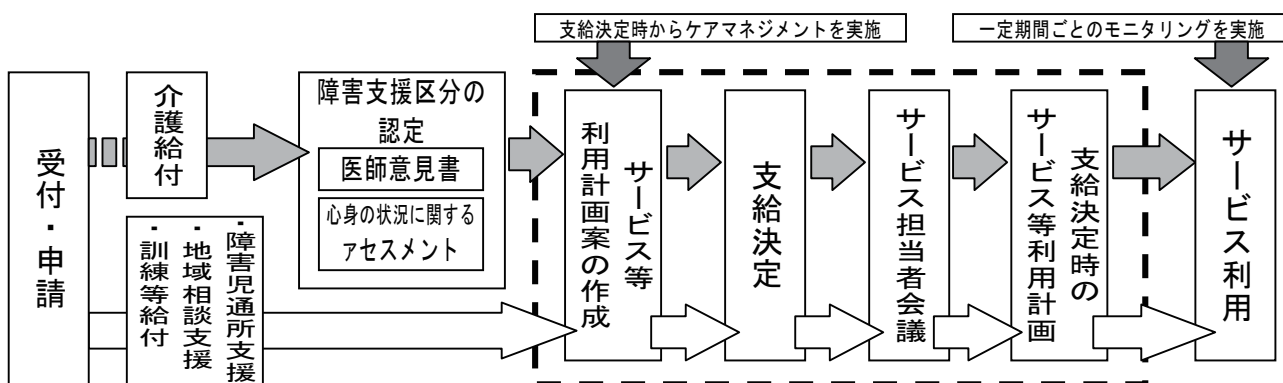
＜サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案とは＞

市が指定する相談支援事業者が作成するもので、サービス利用者を支援するための中心的なトータルプランです。相談支援事業者との契約が必要となりますが、利用者負担はありません。

（相談支援事業所については116頁～117頁をご覧ください。）

| 種 類 | 内 容 |
|---------|--|
| 計画相談支援 | <p>内 容 障害福祉サービス等の新規・更新の支給決定に際して、障害者の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。</p> <p>対 象 者 障害福祉サービス及び地域相談支援利用者</p> <p>利用者負担 ありません。</p> |
| 障害児相談支援 | <p>内 容 障害児通所支援の新規・更新の支給決定に際して、障害児の心身の状況等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。</p> <p>対 象 者 障害児通所支援利用の児童</p> <p>利用者負担 ありません。</p> |

サービス利用の流れ（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）



※サービス等利用計画は、障害のある子どもの場合は障害児支援利用計画となります。

＜セルフプラン＞

相談支援事業所が見つからない場合や本人が希望する場合には、例外的に、本人や家族等が作成する「セルフプラン」によってサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案に代えることも可能となっています。

利用の手続き

■障害福祉サービス利用開始までの流れ

サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

障害のある人の心身の状況（障害支援区分）

サービスの利用意向

を把握し、サービス等利用計画（案）を参考に支給決定を行います。

社会活動や介護者、居住等の状況

訓練・就労に関する評価

障害福祉サービスの利用相談 [各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー]

利 用 申 請

介 護 給 付

訓練等給付・地域相談支援

心身の状況に関するアセスメント

・障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害のある人に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害支援区分の一次判定

医師意見書

二次判定(審査会)

審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

障害支援区分※の認定

介護給付では区分1～6の認定が行われます

サービス等利用計画案※の作成

(利用者は、特定相談支援事業者(116頁～117頁)に作成を依頼し、申請窓口に提出します。)

暫定支給決定

訓練・就労評価項目

個別支援計画

一定期間、サービスを利用し、①ご本人の利用意思の確認
②サービスが適切かどうかを確認
評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果を踏まえ本支給決定が行われます

必要に応じ、審査会の意見聴取

支 給 決 定

利用できる障害福祉サービスの種類や支給量、利用者負担上限が決定され、受給者証が発行されます

サービス等利用計画※の提出

サービス利用開始

※難病の人は利用申請時に病名を証明するものが必要です。

※サービス等利用計画案の詳細については、30頁の計画相談支援をご覧ください。

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施します。なお、対象者、利用者負担、事業内容の詳細については、表中の掲載頁を参照に、各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーにお尋ねください。

北九州市における地域生活支援事業

| 事業名 | | 内容 | 掲載頁 |
|--------------|----------------------|--|----------|
| 相談支援 | 相談支援事業 | 障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などの必要な支援を行います。 | 7頁 |
| | 居住サポート等事業 | 一般賃貸住宅への入居の支援や、入居後の地域生活を行うための支援の調整などを行います。 | 89頁 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 成年後見制度の市長申立てに関する支援及び費用助成 | 67頁 |
| 意思疎通支援事業 | | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者や要約筆記者等を派遣。 | 58頁 |
| 日常生活用具給付等事業 | | 障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。 | 47頁 |
| ※移動支援事業 | | 余暇活動等の社会参加のための外出の際に、月54時間を上限にガイドヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。 | 91頁 |
| 地域活動支援センター | | 障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費を助成します。 | 133頁 |
| その他事業 | 重度障害者大学等進学支援事業 | 重度訪問介護を利用している人、もしくは重度訪問介護の対象になる人に対して、自宅から大学への移動と、学校内での活動（排せつや食事等を含む）にヘルパーが支援をします。 | 59頁 |
| | ※訪問入浴サービス事業 | 移動入浴車が対象者を訪問し、週1回〔5月～10月は週2回〕まで看護師及び介護職員が入浴サービスを行います。 | 57頁 |
| | 福祉ホーム | 現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活をサポートします。 | 133頁 |
| | ※日中一時支援事業（日帰りショート事業） | 障害者支援施設等で障害のある人（障害のある子どもを含む）の日中活動の場を確保し、家族の介護負担の軽減を図ります。 | 56頁 |
| | スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 障害のある人の体力増強や交流、余暇等の充実と、障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。 | 105、107頁 |
| | 中途視覚障害者緊急生活訓練事業 | ① 視覚障害のある人の生活の質の向上や、社会参加を促進するために、歩行訓練、コミュニケーション訓練、身辺・家事管理など日常生活上必要な訓練等を行います。 ② 視覚障害の特性や援助方法などについて研修を行います。 | 55頁 |

※印が付いている事業と障害福祉サービス（25頁）を利用する場合、利用者負担額は障害福祉サービスと合算され、一つの負担上限月額が適用されます。

| 種 類 | | 内 容 | |
|--------------------------------------|-----------------------|---|---|
| 障 害 児 通 所 支 援 | 児童発達支援 センター | 内 容 | 児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 |
| | | 対 象 者 | 就学前の障害のある子ども |
| | 窓 口 | 子ども総合センター（9頁） 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁） | |
| | 児童発達支援 事業 | 内 容 | 児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 ※ 児童発達支援センターより小規模な事業所です。 |
| 対 象 者 | | 就学前の障害のある子ども | |
| 窓 口 | 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁） | | |
| 放課後等 デイサービス | 内 容 | 授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。 | |
| | 対 象 者 | 就学している障害のある子ども | |
| 窓 口 | 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁） | | |
| 保 育 所 等 訪 問 支 援 | 保育所等訪問支援 | 内 容 | 保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 |
| | | 対 象 者 | 集団生活を行う施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など）に通う障害のある子ども |
| | | 窓 口 | 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁） |
| 障 害 児 入 所 支 援 | 障害児入所施設 | 内 容 | 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、日常生活における指導や支援、介護及び治療などを行います。 |
| | | 対 象 者 | 在宅生活が困難である障害のある子ども |
| | | 窓 口 | 子ども総合センター（9頁） |

※児童発達支援センターの利用については、子ども総合センター（9頁）、若しくは総合療育センター（10頁）での判定（知能指数）と、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）での申請手続きが必要です。

※障害児通所支援を利用する場合には、「障害児支援利用計画」が必要です。（30頁参照）

利用者負担：① 保護者の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

② 就学前の兄弟がいるご家庭では、負担上限額が軽減される場合があります。

③ 障害児入所施設を利用する場合は、食費・光熱水費等の利用者負担があります。

ただし、保護者の所得に応じて軽減措置があります。

* 障害のある子どもの施設や事業所については、118頁～121頁をご覧ください。